

2013年11月21日

各 位

会社名	新華ホールディングス・リミテッド (URL: www.xinhuaholdings.com)
代表者	最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン (東証マザーズ コード番号: 9399)
連絡先:	スキャデン・アープス法律事務所 弁護士 神谷 光弘 (電話 03-3568-2600)

## 退任報酬契約の締結に関するお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド（以下、「当社」といいます。）は、本日開催された当社取締役会にて、退任報酬契約（以下、「本契約」といいます。）を当社の現任の取締役との間で締結することに関して決議いたしましたので、お知らせいたします。これは再建途上にある当社の経営の支配権が異動することにより、当社の取締役及び当社またはその子会社若しくは関連会社における主要な従業員（以下、「幹部」と総称します。）が予定どおり会社の立て直しを行うことが困難となることを防ぐことを目的とするものであり、当社の中長期的な企業価値、ひいては株主の共通利益を維持し向上させるためのものです。なお、本契約は、2012年5月11日に発表した「支配権異動時の退任報酬契約の締結に関するお知らせ」でお知らせした退任報酬契約（旧契約）の基本的仕組の根幹を維持しながら、当社の現経営体制に沿うように若干の変更を加えたものです。

### 1. 本契約について

#### (1) 本契約締結の背景

当社は財務的に困難な状況が続いており、本年5月以降、新経営陣のもとで会社の立て直しに向けた事業運営に尽力してきました。これらの立て直し策は、現在複数検討中であり、公表すべき時期になり次第速やかに開示を行う予定ですが、こうした取り組みを検討、実現し、財務状態を改善するためには、一定の時間が必要となります。本社の最高経営責任者（CEO）であるレン・イー・ハン氏はこのような会社の窮状に鑑み、その就任後金銭報酬を一切受け取っておらず、堅忍不拔の時が続いております。現在、着々と会社の立て直しを行っているところですが、こうした取り組みの途中で会社の経営権に異動が生じてしまうと会社の立て直しの遂行が困難となり、その結果、会社ひいては株主の利益を害するおそれがあると考えております。なお、本日現在、旧契約の対象となっている幹部は2名となっており、旧契約は当該2名に対しては引き続き有効に存続しますが、今般の本契約の締結により、旧契約の対象となっていない現任の幹部についても、旧契約と同等の保護を与えるものです。

#### (2) 本契約の概要

本契約は、当社に支配権の異動（以下に定義します。）が生じた後に、一定の状況下で当社取締役又は幹部の取締役の地位又は雇用が終了した場合に、当社が当該幹部に一定の退任報酬（以下に定義します。）を支払う旨規定しています。

### （3） 退任報酬の支払条件

① 支配権の異動とは、以下の事由のいずれか1つに該当する場合をいいます。

- a) 個人又は法人が、(i) 当社の発行済株式総数、又は(ii) 取締役の選任について一般に投票権を有する当社の発行済の議決権付有価証券（該当する有価証券が今後発行される場合）の合計議決権の、20%以上に相当する株式数又は受益権を取得する場合。
- b) 当社の現任の取締役の3分の1（取締役の員数が3の倍数ではない場合、3分の1に最も近くそれを上回らない人数）が解任される場合。
- c) 当社の現任の取締役の過半数が望まない人物が、欠員の補充又は現任の取締役会の増員を理由として取締役に選任され、かつ、現任の取締役（当社株主総会において解任され又は退任する現任の取締役を除く。）の比率が70%以下になる場合。

② 支配権の異動が生じた後の雇用又は地位の終了

支配権の異動が生じた後に、退任報酬を支払うのは、以下の事由のいずれかに該当する事由が生じた場合です。

- a) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、当社又はその子会社若しくは関連会社により終了され、かつ、当該終了が、(i) 当該幹部の心身の障害、(ii) 重罪に関する有罪判決等の原因、又は(iii) 当社定款に沿って規定されその時々修正される欠格事由、のいずれによるものでもない場合。
- b) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、支配権の異動から2年以内に当該幹部によって終了され、当該2年間のいつでも当該幹部の基本報酬（以下に定義する。）が支配権の異動の直前を下回った場合。

### （4） 役職の終了時の退任報酬

退任報酬とは、退任総額（以下に定義します。）と役職の終了日における未払い賃金の総額をいいます。

退任総額とは、支配権の異動の10日前における幹部の基本報酬の3倍に相当する金額（但し、最高責任経営者（CEO）、最高財務責任者（CFO）又は取締役会会長（Chairman）の地位にある者については、それぞれ基本報酬の3倍分を追加するものとし、例えば、ある幹部がCEO兼CFO兼Chairmanである場合には、基本報酬の12倍に相当する金額とします。）を、一括して支払うことをいいます。基本報酬とは、(i) 従業員の場合には当該従業員の年俸（賞与を除きます。）を、(ii) 当社取締役の場合には、旧契約の導入時である2012年5月11日時点における当社最高経営責任者の年俸（賞与を除きます。）である144,000米ドルをそれぞれいいます。なお、取締役の場合に、旧契約締結時の当社最高経営責任者の年俸を計算の基礎にする理由は、当社の現任の最高経営責任者は、金銭報酬を一切受け取っていないため、当社による退任報酬の総額が旧契約と概ね同じになるように金銭報酬が払われていた直近時点の水準によるべきものと判断したためです。

### （5） 契約期間

本契約は、当社の支払い義務に未履行がある範囲を除き、(i) 支配権の異動に先立ち、当該契約の対象となる全ての取締役の地位が終了すること、又は(ii) 支配権の異動の日から2年が経過すること、のいずれか早いときにおいて終了します。

### （6） 本契約を当社との間で締結する者

当社の現任の取締役3名

なお、当社の現任の取締役以外の幹部については、現在、経営刷新中であり、従業員の異動が進んでいるところであるため、現時点で退任報酬の対象とすべき幹部を確定することが困難です。したがって、

当社の現任の取締役以外の幹部に対する退任報酬の支給については、支配権の異動が起こった時点において、その時点における当社の最高経営責任者の裁量により、対象となる幹部従業員を12名を上限として選定するものとします。

(7) ケイマン諸島の会社法

当社はケイマン諸島の会社法に準拠して設立された会社であり、ケイマン諸島の会社法及び当社の定款の下では、当該承認を得ることは要求されません。当社は、ケイマン諸島の会社法及び当社の定款に従い、取締役会が本契約の締結を決議したものです。

2. 本契約が当社の財務状況及び株主価値に与える影響

本契約の締結は当社の財務状況に直ちに影響を与えるものではありません。しかし、支配権の異動により雇用や取締役の地位が終了された場合には、当社は、当該取締役及び上級管理職員に所定の補償金を支払う義務を負います。

当社の経営陣は、本契約の締結により、中長期的な視点での会社の立て直しに注力することができ、支配権の異動が生じる過程においても、当社の取締役及び当社又はその子会社若しくは関連会社の上級管理職員が中立性を保持することが可能となるため、中長期的な株主価値の維持及び向上に資するものであると確信しています。

以上



## 新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国において事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービスの事業分野において商品並びにサービスを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。

多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。